

構造改革徹底推進会合

「第四次産業革命・イノベーション」会合の進め方

2016年10月27日

竹 中 平 蔵

1、運営の基本指針

- (1) 諸改革について、できない理由でなく、できる方法を考える。
- (2) 個別事象だけに着目した弥縫策でなく、ゼロベースで規制制度や既存政策体系を見直す。
- (3) 関係会議（IT戦略本部、規制改革会議、国家戦略特区など）と緊密に連携する（合同会議開催を含む）。

2、当面取り組む課題

- 技術革新に対応して、オールドエコノミー型の規制体系（業法、資格制度、株式会社参入制限などを含む参入規制、保険制度など）を横断的に抜本見直し
- 既存の利害関係者による政策決定方式（審議会など）の横断的見直し
- 新たなチャレンジを促進する制度枠組み（「サンドボックス型特区」など）の検討
- 公的部門の民間開放の推進（公的インフラ・コンセッション、規制執行業務など）
 - プロジェクトの具体化と障害の洗い出し・解消（福岡クルーズ・北海道空港など）
 - 民間企業から見た制度的課題の洗い出し・精査・解消（自治体出資要件など）

以 上